

ウェブによる契約締結前交付書面等の情報提供について

リスク・手数料等のご説明について

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

弊社では、「金融商品取引法」に基づき、口座をご開設いただいているお客様に対し、上場株式等や債券等のリスクや手数料をお伝えすることを目的として、契約締結前交付書面を送付させていただいております。

このたび、お客様にご負担いただく手数料やその他費用の詳細、取引に内在するリスクといった情報をより分かりやすく提供し、お客様が必要なときに容易にご確認いただけることを目的として、**「リスク・手数料等説明ページ」を当社ホームページに新たに開設いたしました。**

「リスク・手数料等説明ページ」では、上場株式や債券等のリスクや手数料等の情報、契約締結前交付書面、無登録格付及び英文開示銘柄についていつでもご覧いただけます。

なお、上記ページの新設に伴い、今後はこれまでの書面の交付に代えて次回の取引残高報告書に、「リスク・手数料等説明ページ」のURLを記載させていただく予定ですので、ご確認ください。

※このたびの制度改正は、金融商品取引業等に関する内閣府令第80条第1項第5号、第6号及び第117条等の改正によるものです。

リスク・手数料等のご案内について

◆リスク・手数料等説明ページは、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券、個人向け国債、円貨建て債券に関する投資リスクや手数料等の費用、契約締結前交付書面、無登録格付及び英文開示銘柄の確認方法などの**重要な情報**を掲載しています。

必ずご確認ください。

岩井コスモ証券トップ画面から右記のマークをクリックしてください。



このマークが
目印です。

「リスク・手数料等説明ページ」

●URL: <https://www.iwaicosmo.co.jp/importance/>

●スマートフォンからは右記のQRコードよりご確認ください。

(岩井コスモ証券／リスク・手数料等説明ページ)



リスク・手数料等説明、契約締結前交付書面について、書面での交付をご希望のお客様は、必要の都度、お取引の営業店又は弊社お客様相談室までご遠慮なくお申し付けください。

なお、書面での交付を希望される場合、書面がお手元に届くまでの間、お取引ができないことがありますので、予めご了承ください。

<連絡先> 岩井コスモ証券 お客様相談室 0120-405-546(平日9:00~17:00)

「リスク・手数料等説明ページ」のご確認方法について

◆「リスク・手数料等説明ページ」は下記の手順でご確認いただけます。

岩井コスモ証券ホームページ <https://www.iwaicosmo.co.jp/>の
トップ画面から右記のマークをクリックしてください。

このマークが目印です



このマークが
目印です。

パソコンよりご確認ください場合

スマートフォンよりご確認ください場合



ホームページ画面はイメージです。
今後変更される場合があります。

上記のマークをクリックしていただくと、
「リスク・手数料等説明ページ」に移動します。

スマートフォン等からは右記のQRコードを
読み取りいただくと便利です。



リスク・手数料等説明ページ

お取引に関するリスクや手数料、その他お取引に関する情報を掲載していますので、よくお読みください。

株式等の取引に係るリスクや手数料 >

債券の取引に係るリスクや手数料 >

その他お取引に関する情報 >

こちらをクリックして
いただくことにより、
その他のページへ移動
することができます。

「リスク・手数料等説明ページ」の掲載情報について

リスク・手数料等説明ページは、「株式等の取引に係るリスクや手数料」、「債券の取引に係るリスクや手数料」及び「その他お取引に関する情報」等のそれぞれのページでリスクや手数料をご確認いただけます。

I

「株式等の取引に係るリスクや手数料」説明ページの記載情報

リスク・手数料等説明ページ

お取引に関するリスクや手数料、その他お取引に関する情報を掲載していますので、よくお読みください。

株式等の取引に係るリスクや手数料 >

債券の取引に係るリスクや手数料 >

その他お取引に関する情報 >

契約締結前交付書面 >

株式等の取引に係るリスクや手数料

本ページで、株式等とは株式、CB(転換社債型新株予約権付社債)、新株予約権証券、ETF、ETN、REIT、インフラファンド、優先株等を指します。

株式等の取引により損をすることがあります。

1 価格変動リスク

各種相場の変動などにより、価格が変動し損をすることがあります。

株式相場 金利水準 為替相場 不動産相場 商品相場 など

▼商品一覧

- 株式
- CB(転換社債型新株予約権付社債)
- 新株予約権証券
- ETF(上場投資信託)・ETN(指標連動証券)
- REIT(不動産投資信託)
- インフラファンド
- 優先株式

価格変動リスクとは +

2 信用リスク

購入した株式等を発行している会社の業績または財産の状況の変化などによって損をすることがあります。

信用リスクとは +

3 為替変動リスク

外国株式等の場合、購入時より円高になっていると、円で換算した場合には損をすることがあります。

為替変動リスクとは +

株式等の取引にあたっては手数料をご確認ください。

4

株式手数料 >

5 その他注意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、[日本証券業協会のホームページ](#)でご確認いただけます。

6

株式の租税について >

契約締結前交付書面 >

7

1

このページでご説明する具体的な商品を紹介しています。

2

1 価格変動リスク
2 信用リスク
3 為替変動リスク
最もお伝えたいことを記載しています。

3

1 価格変動リスク
2 信用リスク
3 為替変動リスク
についてより詳しいご説明をお知りになりたい方はこちらをクリックしてください。

4

こちらをクリックしていただくことにより、手数料の詳細をご確認いただけます。

5

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語で記載されることがあります。該当する上場有価証券は日本証券業協会のホームページをご確認ください。

6

株式の租税について説明しています。

7

過去5年分の契約締結前交付書面をご確認いただけます。

II

「債券の取引に係るリスクや手数料」説明ページの記載情報

債券の取引に係るリスクや手数料

本ページによって説明する債券は、個人向け国債および円建て・外貨建て債券です。本ページ前半で説明する内容は、個人向け国債を除く債券に対する説明であり、個人向け国債はリスク内容が他の債券とは異なります。

債券を償還(満期)前に売却すると損をすることがあります。

1 価格変動リスク

金利が上昇する時や、買い手が少ない時は、債券の価格は下がり損をすることがあります。

価格変動リスクとは +

2 信用リスク

債券の発行会社等(企業や国等)や保証会社等の財務状況の悪化等により債務不履行が起こり損をすることがあります。

信用リスクとは +

3 為替変動リスク

外貨建て債券の場合、購入時より円高になっていると、円で換算した場合には損をすることがあります。

為替変動リスクとは +

8

このページでご説明する具体的な商品を紹介しています。

9

1 価格変動リスク
2 信用リスク
3 為替変動リスク
最もお伝えたいことを記載しています。

10

1 価格変動リスク
2 信用リスク
3 為替変動リスク
についてより詳しいご説明をお知りになりたい方はこちらをクリックしてください。

債券は売却できないことがあります。

11

債券 → X 市場の状況などにより、換金性が著しく低くなると売却できないことがあります。

外貨 → X 外貨建て債券は、通貨の交換に制限が生じて円に交換できなくなることがあります。

債券の手数料について

債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入される場合は、購入対価(取引価格×数量)のみお支払いいただきます。

▼店頭取引でのご購入・ご売却について

店頭取引とは、お客様の債券の購入希望に対して当社がその債券を売却することで成立する取引です。また、お客様が保有の債券を売却希望される場合には当社が買い付けることにより取引が成立します。このとき、取引の価格は、お客様の購入・売却それぞれに対して市場の実勢や需給の状況等を踏まえて当社が定めた価格をお客様に提示いたします。なお、ある時点で同じ債券に対して当社から提示する価格は、お客様の購入価格が売却価格よりも高く設定されることが一般的です。この価格差を「スプレッド」といことがあります。

個人向け国債を中途換金する場合は、一定の制限があります。

12

国債 → 個人向け国債は、発行から1年間は原則として中途換金できません。また、発行から1年経過後に、中途換金すると一部代金が差し引かれます。

換金や売却が制限される場合

個人向け国債は、国(日本国政府)が発行する個人の方を対象とした債券であり、満期時の元本の返済、半年ごとの利子の支払いも国が責任をもって行います。ただし、下記のとおり換金や売却が制限される場合がありますので、あらかじめご確認ください。

- ・個人向け国債は、発行から1年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、または大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。
- ・個人向け国債は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。

13

その他留意事項

日本証券業協会のホームページ^④に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券は、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

14

無登録格付について >
(特定関係法人格付説明事項)

15

債券の租税について >

契約締結前交付書面 >

16

11

債券の取引に係る留意事項、手数料について説明しています。

12

個人向け国債の中途換金時の留意事項について説明しています。

13

外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集、売出しが行われた債券は、金融商品取引法に基づく開示書類が英語で記載されています。該当する債券は日本証券業協会のホームページをご確認ください。

14

こちらから無登録格付け業者が付与した格付けに関する留意事項についてご確認ください。

15

債券の租税について説明しています。

16

過去5年分の契約締結前交付書面をご確認いただけます。

III

「その他お取引に関する情報」説明ページの記載情報

その他お取引に関する情報

17

有価証券のお取引やお預りに関する契約は、クーリングオフの対象になりませんのでご注意ください。

18

当社の株式・債券の取引方法 >

当社の概要 >

19

20

当社に対するご意見・苦情に関するご連絡窓口

お客様相談室

0120-405-546

平日/9時～17時

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号 第二証券会館
電話番号：0120-64-5005(FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません)
受付時間：平日/9時～17時

17

クーリングオフの対象にはならないことを記載しています。

18

当社の株式・債券の取引方法についてご確認ください。

19

当社の概要についてご確認ください。

20

当社に対するご意見・苦情に関するご連絡や、金融ADR制度のご案内につきましては、こちらをご確認ください。